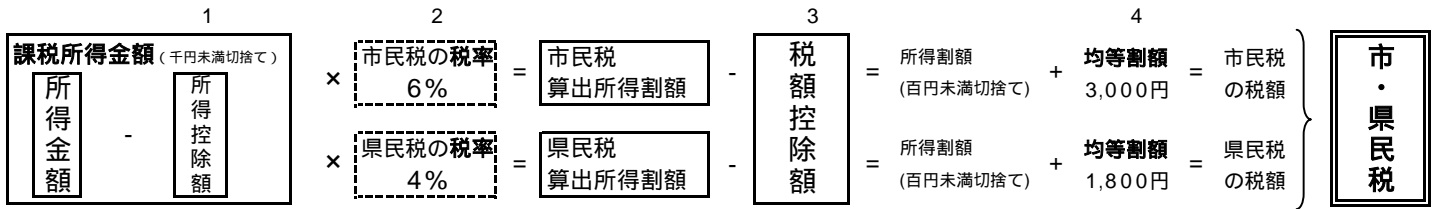


市・県民税（住民税）について

市の税金である個人住民税と県の税金である個人県民税を合わせて市・県民税（住民税）と呼びます。
 住民税は、その人の所得金額に応じて負担いただく「所得割」と定額で負担いただく「均等割」からなります。
 今回課税されるのは、平成22年1月1日現在、南あわじ市にお住まいで、平成21年中に一定金額以上の所得がある方です。

平成22年度 市・県民税（住民税）の計算方法



1 <所得控除>

納税者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかなど個人的な事情を考慮して、その納税者の実情に応じた税負担を求めるために所得金額から差引くことになっているものです。種類・控除額は下表のとおりです。

雑損控除	(損失額 - 保険金等で補てんされる金額 - 所得金額の10%)と(災害関連支出金額 - 5万円)とのいずれが多い方の金額	
医療費控除	(支払額 - 保険金等で補てんされる金額) - (所得金額 × 5%と10万円のいずれか少ない方の金額) 限度額は200万円	
社会保険料控除	支払った金額	小規模企業共済等掛金控除 支払った金額
生命保険料控除	一般の生命保険料と個人年金保険料のそれぞれ支払い金額に応じた控除額の合計額(限度額はそれぞれ35,000円)	
地震保険料控除	地震保険料...支払額の1/2の額(限度額25,000円) 長期損害保険料...支払い金額に応じた額(限度額10,000円) 地震保険料・長期損害保険料合わせた最高限度額25,000円	

人的控除一覧

人的控除名称		市・県民税の控除額	所得税との人的控除の差	人的控除名称		市・県民税の控除額	所得税との人的控除の差	配偶者特別控除	
								配偶者の所得金額	控除額
障害者控除	普通	26万円	1万円	配偶者特別控除	配偶者の合計所得	38万超40万未満	5万円	380,001円 - 449,999円	33万円
	特別	30万円	10万円		40万超45万未満	3万円	450,000円 - 499,999円	31万円	
寡婦控除	普通	26万円	1万円	扶養控除	一般		5万円	500,000円 - 549,999円	26万円
	特定	30万円	5万円		特定(16歳以上23歳未満)	18万円	550,000円 - 599,999円	21万円	
寡夫控除	26万円	1万円	老人(70歳以上)		10万円	600,000円 - 649,999円	16万円		
勤労学生控除	26万円	1万円	同居老親(70歳以上で同居)		13万円	650,000円 - 699,999円	11万円		
配偶者控除	一般	33万円	5万円		同居特別障害者	17万円	700,000円 - 749,999円	6万円	
	老人(70歳以上)	38万円	10万円		同居特別障害者で特定扶養	30万円	750,000円 - 759,999円	3万円	
	同居特別障害者	56万円	17万円		同居特別障害者で老人扶養	22万円	対象となる配偶者の合計所得は38万円を超え76万円未満です		
	同居老人特別障害者	61万円	22万円		同居特別障害者で同居老親	25万円			
				基礎控除	33万円	5万円			

あなたの合計所得金額が1,000万円を超えるか配偶者控除の適用を受けている場合は配偶者特別控除の適用をうけることができません

2 <所得割の税率>

課税所得金額にかかわらず一律10%です(市民税6%・県民税4%)
 注)分離課税譲渡所得の税率は異なります。

4 <均等割の税率>

市民税3,000円 県民税1,800円
 県民税1,800円の内800円は「県民緑税」として負担いただくものです。

3 <税額控除>

調整控除

市・県民税と所得税では人的控除に差(上記の人的控除一覧参照)がありますので、これによる負担増の調整のため調整控除額が控除されます。

課税所得金額	調整控除額 (市民税3/5 県民税2/5)	
200万円以下	ア 人的控除の差の合計額	イ 課税所得金額
	ア、イのいずれか少ない額の5%	
200万円超	{ 人的控除の差の合計額 - (課税所得金額 - 200万円) } の5%	
	ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円とする	

配当控除

株式の配当などの配当所得があるときは、その金額に下記の率を乗じた金額が税額から差し引かれます。

種類		課税所得金額			
		1,000万円以下	1,000万円超		
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	投資信託等	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

住宅借入金等特別税額控除

平成18年末まで又は平成21年中に入居し、所得税の住宅借入金等特別控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の市・県民税(所得割)から控除できます。

給与支払報告書又は確定申告書に控除可能額及び居住開始年月日の記載が必要です。

寄附金控除

地方公共団体、住所地の共同募金会・日本赤十字社に寄附をした場合、寄附金の5千円を超える部分について、一定の限度まで市・県民税(所得割)から控除できます。

配当割額控除または株式等譲渡所得割控除

「上場株式等の配当」や「特定口座で取引された上場株式等の譲渡所得(源泉徴収することを選択したもの)」には、あらかじめ3%の市・県民税が徴収されています。そのため、この2つの所得は申告不要ですが、申告した場合、その所得を総所得金額に含めて市・県民税を算定し、すでに徴収されている税額を控除し、控除しきれない分は還付または充当されます。

区分	市民税	県民税
配当割額・株式等譲渡所得割額控除額	3/5	2/5